

特殊健康診断等結果の見かた

検査項目		判定基準値			単位	
尿検査	糖定性	(－)				
	蛋白定性	(－)				
	ウロビリノーゲン定性	(＋)				
	潜血反応	(－)				
	比重	1.007～1.034(基準 1.022)				
対象物質	代謝物	分布1 ^{*1}	分布2 ^{*1}	分布3 ^{*1}	生物学的曝露指標値 ^{*2}	
*有機溶剤関係						
トルエン	尿中馬尿酸	～1.00	1.01～2.50	2.51～	g/L	
	尿中トルエン				0.03 mg/L	
キシレン	尿中メチル馬尿酸	～0.50	0.51～1.50	1.51～	g/L	
N,N-ジメチルホルムアミド	尿中MFA	～10	10.1～40	40.1～	mg/L	
n-ヘキサン	尿中2,5HD	～2	2.1～5	5.1～	mg/L	
メタノール	尿中メタノール				15 mg/L	
MEK	尿中MEK ^{*3}				2 mg/L	
1,1-トリクロロエタン	尿中TCA ^{*4}	～3	3.1～10	10.1～	mg/L	
*特別有機溶剤関係 ^(※5)						
ステレン	尿中マンデル酸 ^{*6}				0.3 g/L	
エチルベンゼン					0.1 g/L	
テトラクロロエチレン	尿中TCA ^{*4}				3 mg/L	
トリクロロエチレン					30 mg/L	
*鉛関係						
鉛	尿中δ-ALA	～5	5.1～10.0	10.1～	mg/L	
	血中鉛	～20	20.1～40.0	40.1～	μg/100mL	
	血中FEP ^{*3}	～100	100.1～250	250.1～	μg/100mL赤血球	
*特定化学物質関係 ^(※5)						
カドミウム	尿中カドミウム				10 μg/g・Cr	
クロム酸	尿中クロム				30 μg/g・Cr	
重クロム酸					30 μg/g・Cr	
砒素	尿中無機砒素				35 μg/L	
水銀	尿中水銀(無機)				35 μg/g・Cr	
フッ化水素	尿中弗素				3 mg/g・Cr	
ベンゼン	尿中ムコン酸				500 μg/g・Cr	
マンガン	尿中マンガン				10 μg/L	
ニッケル	尿中ニッケル				15 μg/L	
コバルト	尿中コバルト				15 μg/L	
インジウム	血清インジウム				3 μg/L	
三酸化二アンチモン	尿中アンチモン				10 μg/L	
血液検査 ^{*7}	赤血球	男性:400～550 女性:370～520			×10 ⁴ /μL	
	白血球	40～90			×10 ³ /μL	
	ヘマトクリット	男性:38.0～55.0 女性:32.0～50.0			%	
	ヘモグロビン	男性:13.0～18.0 女性:11.5～16.5			g/dl	
	AST(GOT)	男性:～35 女性:～30			U/L	
	ALT(GPT)	男性:～40 女性:～30			U/L	
	γ-GTP	男性:～90 女性:～40			U/L	
	総ビリルビン	～1.2			mg/dL	
	ALP	1～340(18歳～20歳 男性:1～700 女性:1～380)			U/L	
	Ch-E	215～500			U/L	
	KL-6	～500			U/mL	
	桿状核球	2.0～15.0			%	
	分葉核球	40.0～60.0			%	
	好酸球	～10.0			%	
	好塩基球	～5.0			%	
	単球	～10.0			%	
	リンパ球	15.0～60.0			%	
	異型リンパ球	0.0			%	
全血比重	男性:1.055～1.063 女性:1.052～1.060					
血圧	135/85以下(WHO基準)			mmHg		
眼	50cm矯正視力	両眼とも0.5以上が望ましい				
	SPH	弱度近視	～-3.0	弱度遠視	～+3.0	D
		中程度近視	-3.0～-6.0	中程度遠視	+3.0～+6.0	D
		強度近視	-6.0～-10.0	強度遠視	+6.0～+10.0	D
		最強度近視	-10.0～-15.0	最強度遠視	+10.0～	D
		極度近視	-15.0～			D

※1 分布の値は厚生労働省の定めたもので、統計的に数値を把握するためのものであり、個々の健康評価基準とはされていません。よって、分布2もしくは分布3に該当することが中毒を意味しているわけではありませんが、曝露量が多いことを意味しています。

※2 生物学的曝露指標値は、ACGIH等の海外の機関をも含めた基準値等を参考に、当センターで定めた基準値です。

※3 多くは作業環境濃度を基に定められていますが、これらの中には普段摂取する飲食物に影響されるものや、外国人のデータを基にしているものも多いため、解釈には十分な注意が必要であり、決して中毒境界を意味しているわけではありません。

※4 尿中MEK及び鉛の血中FEPの検査については、一部の事業所のみに対して行っています。

※5 鉛およびMEK取り扱いの方でも生物学的モニタリングを実施していない場合もあります。

※6 尿中TCAの基準値については、取り扱い物質によって異なります。

※7 特別有機溶剤・特定化学物質については、現在取り扱いのない場合、生物学的モニタリングを実施していない場合もあります。

※8 尿中マンデル酸の基準値については、取り扱い物質によって異なります。

※9 血液検査に関しては、多くはパナソニック 健康管理センターの基準値を基に示していますが、特殊健診は有害作業に対する健診であるため、項目によってパナソニック 健康管理センターの基準値と異なっているものもあります。